

# 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人私立大学退職金財団（以下「本財団」という。）定款第14条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、[公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律](#)第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費及び日当をいう。）等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 本財団は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 報酬等のうち退職手当の支給については、評議員会の議を経て、別に定める。
- 3 非常勤役員及び評議員には、報酬等を支給しない。

## (報酬等の額の決定)

第4条 前条の報酬等（退職手当を除く。以下同じ。）は、報酬、地域手当、期末手当、勤勉手当及び通勤手当とする。

- 2 報酬の月額は、761,000円とする。
- 3 地域手当の月額は、報酬月額に20/100を乗じて得た額とする。
- 4 期末手当及び勤勉手当は6月及び12月に支給し、その額は報酬月額及び地域手当月額の合計を基礎とし、支給割合を期末手当についてはそれぞれ70/100、勤勉手当についてはそれぞれ82.5/100として、[一般職の職員の給与に関する法律](#)の定めを準用して計算した額とする。
- 5 通勤手当の額は、その通勤の実態に応じ、[職員の支給基準](#)に準じて計算した額とする。

#### (報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬等の支給日は、毎月20日とする。ただし、期末手当、勤勉手当及び通勤手当の支給日は、その都度定める日とする。

- 2 報酬等の支給日が休日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。
- 3 報酬等の支給日が、天災地変等により被害を受けた場合で、その支給が困難なときは、第1項の規定にかかわらず、別に定めることができる。

#### (報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、現金で直接常勤役員に対して、その全額を支給する。ただし、法令又は別に定めがある場合には、報酬等からその一部を控除して支給することができる。

- 2 新たに常勤役員となった者の報酬等は、その月の末日に支給することができる。ただし、勤務日が1ヵ月未満の場合は、その月の勤務日数を基礎として日割によって計算した額とする。
- 3 前項ただし書きの規定は、常勤役員が退職した場合の報酬等の支給について準用する。ただし、死亡した場合には、その月の報酬等の全額を支給する。

#### (端数計算)

第7条 報酬等の額を計算する場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を10円に切り上げる。

#### (費用)

第8条 役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

#### (公表)

第9条 本財団は、この規程をもって、[公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律](#)第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

#### (改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附 則 (平成24年6月13日第83回評議員会)

(施行期日)

- 1 この規程は、公益財団法人設立登記の日(平成25年4月1日)から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、常勤役員報酬規程は廃止する。

附 則 (平成27年3月5日第6回評議員会)

(施行期日)

- 1 この改正規程の第4条第2項及び第4項並びに次項の規定は、平成27年4月1日から施行する。  
(平成28年3月31日までの間における地域手当の支給割合に関する経過措置)
- 2 平成28年3月31日までの間における改正後の規程第4条第4項の規定の適用については、同項中「20/100」とあるのは、「18/100」とする。

附 則 (平成28年3月7日第8回評議員会)

(施行期日)

この改正規程の第4条第2項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月7日第8回評議員会)

(施行期日)

この改正規程の平成27年改正規程附則第2項の規定は、平成28年3月8日から施行する。

附 則 (平成29年3月9日第11回評議員会)

(施行期日)

この改正規程の第2条第6号及び第4条第2項から第5項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。